

上板町 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (令和8年6月1日以降)

※黄色…変更、水色…新規、灰色…廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	週に2回を超える程度の場合			3727	1月につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	週1回程度 1月に5回まで 週2回程度 1月に10回まで 週3回程度 1月に12回まで	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位	287
A2	2511	訪問型独自サービス22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179
A2	2621	訪問型独自サービス23				(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス			(3)短時間の身体介護が中心である場合			163単位
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	高齢者虐待防止措置未実施減算	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	業務継続計画未策定減算	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の5%加算		1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の10%減算	1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50単位加算	50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算		

上板町 通所型サービス(独自) サービスコード表(令和8年6月1日以降)

※黄色…変更、水色…変更、灰色…廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
種類	項目									
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	日割りの場合 ÷ 30.4	59単位	59	1日につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		事業対象者・要支援2	3,621単位	日割りの場合 ÷ 30.4	119単位	119	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12								
A6	1122	通所型独自サービス12日割								
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		436	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		447	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき		
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合÷30.4	1単位減算	-1	1日につき		
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき		
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合÷30.4	1単位減算	-1	1日につき		
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき		
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11			イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割りの場合÷30.4	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	事業対象者・要支援2	36単位減算		-36	1月につき			
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	日割りの場合÷30.4	1単位減算		-1	1日につき			
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき			
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき			
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位の	5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位の	5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位の	5%加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	1月につき		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	1回につき		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100			
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150				
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160				
A6	6310	通所型独自一体的サービスのサービス提供加算	チ 一体的サービスのサービス提供加算			480単位加算	480			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	1月につき		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176			
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位加算	72			
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144			
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位加算	24			
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48			
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ(3月に1回を限度)	100単位加算	100				
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200				
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20		1回につき		
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5				
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	フ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算				
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算				
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算				
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算				
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算			1月につき	
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算				
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算				
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算				
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算				
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6 8003	通所型独自サービス21回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436単位		305	1回につき
A6 8013	通所型独自サービス22回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A6 9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6 9003	通所型独自サービス21回数・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6 9013	通所型独自サービス22回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

上板町 介護予防ケアマネジメントサービスコード表(令和8年6月1日以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2(要介護1～5 へ移行した者に対する弾力化は実施し ない)	442単位		442	1月につき
AF	5001	介護予防ケアマネジメント高齢者虐待防止未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位	438	
AF	5002	介護予防ケアマネジメント高齢者虐待防止未実施 ・業務継続計画未策定減算		4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算 434単位	434	
AF	5003	介護予防ケアマネジメント業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算 4単位減算 438単位		438	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位加算		300	
AF	6001	委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算		300	
AF	4002	介護予防ケア処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員等処遇改善加算	9単位加算		9	
AF	4003	介護予防ケア処遇改善加算Ⅱ		15単位加算		15	
AF	4004	介護予防ケア処遇改善加算Ⅲ		16単位加算		16	
AF	4005	介護予防ケア処遇改善加算Ⅳ		22単位加算		22	

※イからハまでの所定単位数の1000分の
21に相当する単位数を算出し、ありうる単
位数の組合せを記載。4つの中からいずれ
かを選択。